

# 令和4年度第7回 京都地方最低賃金審議会

令和4年11月29日(火)午後1時30分～午後2時30分(予定)

京都労働局6階大会議室

## 議 事 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 京都府特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する専門部会報告について
- (2) 京都府特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)

### 3 提 出 資 料

- 1 令和4年度 京都府特定(産業別)最低賃金専門部会 委員名簿 p.1
- 2 令和4年度 京都府特定(産業別)最低賃金専門部会 採決一覧 p.2
- 3 京都府電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(写) p.3
- 4 京都府輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(写) p.5

## 令和4年度 京都府特定（産業別）最低賃金専門部会 委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室

専門部会	委員名			
京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電気機械器具製造業)	公	石田 光男	上田 眞士	西村 佳子
	労	七里 大介	平峯 健太	巳之口 眞理子
	使	石垣 一也	谷村 仁志	中西 康之
京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 (輸送用機械器具製造業)	公	河原 美紀	中村 和雄	守屋 貴司
	労	坪井 駿	中邑 貴行	松山 裕二
	使	金丸 正樹	小山 哲史	西本 智

部会長 部会長代理 50音順  
(令和4年11月29日現在)

## 令和4年度 京都府特定（産業別）最低賃金専門部会 採決一覧表

部会名	結審日	採決 状況	現行額 (円)	改定額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	地賃比 (%)
京都府電子部 品・デバイス・ 電子回路、電気 機械器具、情報 通信機械器具製 造業 (電気機械器具 製造業)	R4.11.2	全会 一致	957	986	29	3.03	101.86
京都府輸送用機 械器具、建設機 械・鉱山機械製 造業（輸送用機 械器具製造業）	R4.11.4	全会 一致	968	993	25	2.58	102.58

令和4年11月29日現在



京賃審発第23号  
令和4年11月2日

京都地方最低賃金審議会  
会長 佐藤 卓利 殿

京都地方最低賃金審議会  
京都府電気機械器具製造業最低賃金専門部会  
部会長 上田 眞士



京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械  
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月31日、京都地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおりである。

記

公益代表委員	部会長 部会長代理	上田 眞士 石田 光男 西村 佳子
労働者代表委員		七里 大介 平峯 健太 巳之口 眞理子
使用者代表委員		石垣 一也 谷村 仁志 中西 康之

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
  - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
  - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
  - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 986円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



京賃審発第24号  
令和4年11月4日

京都地方最低賃金審議会  
会長 佐藤 卓利 殿

京都地方最低賃金審議会  
京都府輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会  
部会長 守屋 貴司



京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業  
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月31日、京都地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおりである。

記

公益代表委員	部会長	守屋 貴司
	部会長代理	河原 美紀
		中村 和雄
労働者代表委員		坪井 駿
		中邑 貴行
		松山 裕二
使用者代表委員		金丸 正樹
		小山 哲史
		西本 智

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業を除く。）
- (2) 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
  - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
  - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
  - ホ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務
  - ヘ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 993円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり